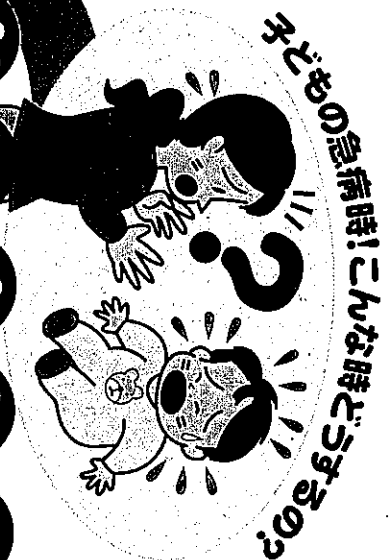


奈良県地域医療等対策協議会
第2回小児医療部会

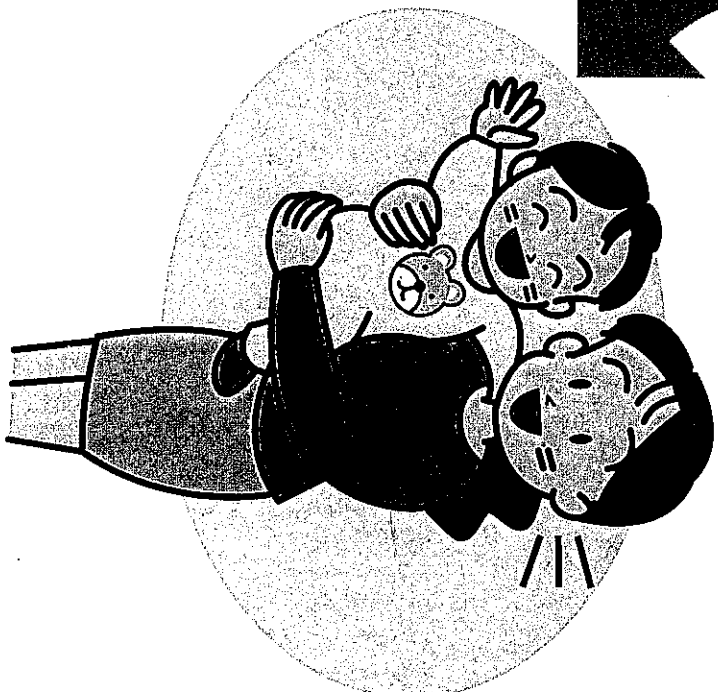
資料

第1回部会でだされた主な対応案とその問題点

対応案	問題点等
<p>1 適正な受診誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰でもわかる受診必要度のマニュアル作成 ・看護師による電話相談事業拡充 (実施日・時間の延長) ・講演会・勉強会など開き患者啓発 ・消防の問い合わせ対応(2次病院を安易に教えない) ・病院事務の問い合わせ対応 (2次病院を安易に教えない) ・時間外の費用負担を患者に求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこで誰がするか。 ・看護師確保できるか。 ・看護師の訓練も必要。 ・患者が病院を希望し、教えざるを得ない。 ・ // ・救急全体の問題では。 ・本当に受診が必要な人まで抑制しないよう検討。
<p>2 一次体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休診の時間延長(北和でも橿原休診程度の体制) ・休診の診療機能の充実(検査機器等整備) ・橿原休診への財政援助(広域の拠点として実施) ・休診を2次病院に併設 ・県で4カ所程度に集約化して休診を実施 ・開業医が当番制で自診療所を開院 (輪番病院の近くの医院) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科医を確保できるか。 ・市町村が対応できるか。 ・県と市町村の役割分担 ・小児科医を確保できるか。 ・開業医を確保できるか。 ・実施にともなう費用負担は。
<p>3 二次輪番の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近大・よろづへの働きかけ ・2次病院へ開業医がスポットで手伝いに ・勤務医の処遇改善 ・当番日の二人当直体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去から依頼しているが、現状では困難では。 ・手伝う開業医が確保できるか。 ・1次と2次の区分けが混乱するのでは。 ・看護師との連携や薬剤の違いなど、不慣れな病院で対応できるか。
<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立病院のフレックス制 ・医師確保 ・女性医師の対応 ・開業医との連携強化 ・三次救急体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的提案がないと議論できない。 →医師確保部会 → // ・地域ごとに事情が違う。



お子さんの 急病対応ガイドブック



奈良県

※H18. H19 作成冊子.



ONLINE おかあさんのための救急 & 予防サイト

子どもの救急

対象年齢
生後
1か月～6歳

気になる症状

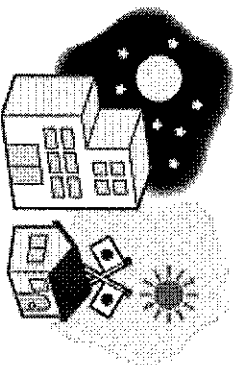
- 発熱 (38℃以上)
- けいれん・ふるえ
- 吐き気
- せき・せえせえする
- 腹痛・便秘
- 皮膚のツツツツ
- 下痢
- 泣き止まない
- おしっこが出ない
- 意識がない
- 耳を痛がる
- 頭痛
- 誤飲
- ソツチが変
- 鼻血
- 動物に咬まれた
- 虫に刺された
- やけど
- 頭を強くぶつけた

ONLINEQQ

子どもの救急ホームページとは？

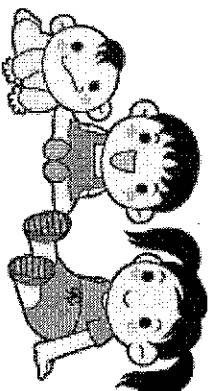
何に使うの？

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。



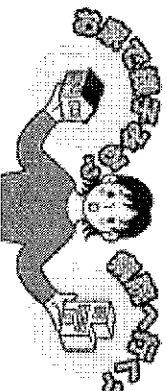
対象年齢は？

対象年齢は生後1か月～6歳までのお子さんです。



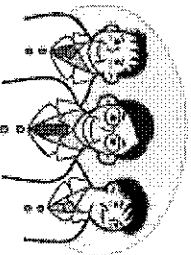
おしい

病院を受診するかどうかの最終的判断はおかあさんご自身で！

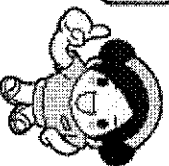


作ったのは…

このホームページは、厚生労働省 省研究班/社団法人 日本小児科学会により監修されています。



気になる症状を **左** のメニューから選んでクリックしてください。



ご利用規約を必ずお読みください。

- TOPページ
- このサイトについて
- リンク集
- サイトマップ
- ご利用規約

緊急の時のLINK集
救急や休日の当番医情報
各地の医師会

ONLINE-QQ
子どもの救急



ONLINE

おかあさんのための救急 & 予防サイト

こどもの救急

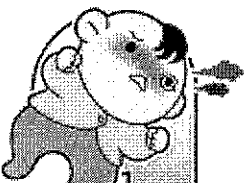
対象年齢
生後1か月～6歳

トップ > 発熱38℃以上

気になる症状

発熱 (38℃以上)
けいれん・ふるえ
吐き気
せき・せえせえする
腹痛・便秘
皮膚のフツフツ
下痢
泣き止まない
おしっこが出ない
意識がない
耳を痛がる
頭痛
誤飲
ウンチが変
鼻血
動物に咬まれた
虫に刺された
やけど
頭を強くぶつけた

発熱 (38℃以上)



●お子さんにあてはまる項目全てにチェックしてください。
あてはまる をクリックしてください。(複数選択可)

- 生後3か月未満である。
- 元気はある。
- 無表情で活気がない。
- おしっこが出ている。オムツがいつものとおり濡れている。
- あやすと笑う。
- 1日中ウトウトしている。
- 水分はとれる。

結果を見る

1 当てはまる症状を全てチェックしたらクリック！
結果ボタンを押すと選択した項目に対応した結果が表示されます。

すべての項目をリセットする

リセット

管理

ONLINE
Yto救急

発熱の専門LINK集

発熱やけいれんの当番医情報
各地の医師会へのリンク

▼ 広告

TOPページ
このサイトについて
リンク集
サイトマップ
ご利用規約

ONLINE おかあさんのための救急を予防サイト

こどもの救急

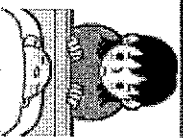
対象年齢 1か月～6歳

トップ > 発熱38℃以上 > おうちで様子をみましょう

おうちで様子をみましょう

急を要する症状はみられないようです。

様子をみながら診療時間になるのを待って
おさんを病院へつれて行くとおいでしょう。



お子さんの症状

●元気はある。

様子をこまめにみましょう

発熱時の看護ポイント

熱の出始めは寒気がするので温かめに、熱が上がってきたら涼しくしてあげましょう。
お子さんが暑そうなら涼しく、寒そうなら温かく、ねまきやおふとんを調整してあげましょう。
脱水を起こさないよう、水分補給はこまめに。
お子さんが気持ちよさそうだったら、氷のうを頭に当てるなど冷やしてあげましょう。
汗をよくかくので、着替えをこまめにしましょう。
熱があっても元気な場合、38.0～38.5℃以下なら解熱剤は使用しないようにしましょう。

気になる症状	
発熱 (38.0以上)	
けいれん・ふるえ	
吐き気	
せき・せせせりする	
腹痛・便秘	
皮膚のワツワツ	
下痢	
<input type="checkbox"/>	
おしっこが出ない	
意識がない	
耳を痛がる	
頭痛	
誤飲	
ウンチが硬	
鼻血	
動物に咬まれた	
虫に刺された	
やけど	
頭を強くぶつけた	

お薬の種類

発熱時のリンク集

発熱や熱の当直医情報 各地の医師会へのリンク

TOPページ

このサイトについて
リンク集
サイトマップ
ご利用規約

※お医者さんに伝えましょう

1. 「いつから」「何℃の熱が」「どの位」続きましたか?
いつから:
何℃の熱が:
どの位続いた:
2. 何かお薬をあげましたか? 飲ませた場合お薬の説明書を持っていきましょう。
薬の種類:



※このページをプリントアウトし、
看察の際参考にしてください。

小児救急電話相談実施状況（集計表）

実施状況（都道府県数）		
平日夜間	32	
平日深夜	4	
休日昼	7	
休日夜間	42	
休日深夜	4	

最初に相談を受ける者（都道府県数）		
看護師	27	助産師・保健師を含む
医師	4	
医師・看護師	3	曜日・時間により変わる
未回答	10	
未実施	3	

委託先（都道府県数）		
医師会	14	
看護協会	2	
株式会社	7	
県直営	2	
その他	8	
未回答	10	
未実施	3	

（奈良県の状況）

実施状況：休日夜間のみ

最初に相談を受ける者：医師

委託先：県医師会

小児救急電話相談事業実施状況

(平成20年8月5日現在)

	実施時間帯		委託先	最初の相談受ける者	備考
	平日（月～金）	休日（土曜日含む）			
1 北海道	19:00～23:00		直営	看護師	
2 青森		19:00～22:30	看護協会	看護師	
3 岩手	19:00～23:00	19:00～23:00	医師会	看護師	
4 宮城		19:00～23:00			
5 秋田	19:30～22:30		医師会	看護師	
6 山形	19:00～22:00	19:00～22:00	医師会	看護師	休日は土曜日のみ可
7 福島	19:00～翌朝8:00	19:00～翌朝8:00	ティーベック㈱	看護師	
8 茨城	18:30～22:30	18:30～22:30			
9 栃木	19:00～23:00	19:00～23:00	済生会	看護師	
10 群馬	19:00～22:00	9:00～17:00 19:00～22:00	ティーベック㈱	看護師	「休日（土曜日含む）」欄の下端は土曜日の実施時間
11 埼玉	19:00～23:00	9:00～23:00 19:00～23:00	看護協会	看護師	「休日（土曜日含む）」欄の下端は土曜日の実施時間
12 千葉	19:00～22:00	19:00～22:00			
13 東京	17:00～22:00	9:00～17:00	都高齢者研究福祉振興財団	保健師 助産師	
14 神奈川	18:00～22:00	18:00～22:00	県立病院	看護師	
15 新潟		19:00～22:00	直営	看護師	
16 富山	未実施				
17 石川	18:00～23:00	18:00～23:00			
18 福井	19:00～23:00	19:00～23:00			
19 山梨	19:00～23:00	19:00～23:00			
20 長野	19:00～23:00	19:00～23:00	NPO法人e-MADO	看護師	
21 岐阜	19:00～23:00	9:00～23:00 19:00～23:00			「休日（土曜日含む）」欄の下端は土曜日の実施時間
22 静岡	18:00～23:00	18:00～23:00	ティーベック㈱	看護師	
23 愛知		19:00～23:00	医師会	看護師	
24 三重	19:30～23:30	19:30～23:30	県小児科医会	医師	
25 滋賀		18:00～23:00	医師会	医師	
26 京都	19:00～23:00	19:00～23:00 15:00～23:00	京都市立病院協会	看護師	「休日（土曜日含む）」欄の下端は土曜日の実施時間
27 大阪	20:00～翌朝8:00	20:00～翌朝8:00	医師会	看護師	
28 兵庫	18:00～22:00	9:00～22:00 18:00～22:00	非公表	看護師	「休日（土曜日含む）」欄の下端は土曜日の実施時間
29 奈良		18:00～23:00	医師会	医師	
30 和歌山		19:00～23:00 ※土曜日は除く	ティーベック㈱	看護師	
31 鳥取	未実施				
32 島根	19:00～23:00	9:00～23:00	ダイヤルサービス㈱	看護師	
33 岡山	19:00～23:00	18:00～23:00	医師会	医師（休日） 看護師等（平日）	
34 広島	19:00～22:00	19:00～22:00	医師会	医師（休日） 看護師等（平日）	
35 山口	19:00～22:00	19:00～22:00	医師会	看護師	
36 徳島		18:00～23:00	㈱保健同人社	看護師	
37 香川		19:00～23:00	医師会	医師	
38 愛媛		19:00～23:00	ダイヤルサービス㈱	看護師	
39 高知		20:00～翌朝1:00			
40 福岡	19:00～23:00	19:00～23:00	医師会	看護師	
41 佐賀	19:00～23:00	19:00～23:00	県救急医療協議会（佐賀大附属病院に再委託）	医師 看護師	
42 長崎	19:00～翌朝8:00	19:00～翌朝8:00	ティーベック㈱	看護師	
43 熊本	19:00～23:00	19:00～23:00	医師会	看護師	
44 大分	19:00～翌朝8:00	9:00～17:00 19:00～翌朝8:00 19:00～翌朝8:00			「休日（土曜日含む）」欄の下端は土曜日の実施時間
45 宮崎		19:00～23:00			
46 鹿児島	19:00～23:00	19:00～23:00	医師会	看護師	
47 沖縄	未実施				
計					

※「休日」には年末年始の休暇を含む。

平成19年度小児救急医療啓発事業実施要領

1 目的

保護者を対象に、かかりつけ医の重要性や救急知識の普及啓発を図ることにより、保護者の育児不安の解消と小児救急医療機関への適切な受診を促し、限られた医療資源を効率的に活用し、小児救急医療体制を推進することを目的とする。

2 対象者

主として県内に住む15歳未満の子どもを持つ保護者等（主として乳幼児を持つ保護者等）

3 実施内容

小児の急病や事故の予防・対応方法、かかりつけ医の必要性、奈良県の小児救急医療体制等について、講習会を実施する。

4 実施方法

既存の市町村事業の中で、市町村が主体となり自主的に行うものとし、県は講師派遣及び講師派遣にかかる経費の負担を行う。

5 実施時期

平成19年8月1日～平成19年11月30日

6 実施講習会数

実施講習会数は16事業とする。

7 講師

県医師会を通じて小児科開業医を、1講習会あたり1名を派遣する。

8 手続き及び決定

- (1) 募集は、各保健所長より管内市町村長あてに行い、実施希望市町村は、「小児救急医療啓発事業実施申込書（第1号様式）」により、管轄保健所長に対し申込みを行う。なお、奈良市において実施を希望する場合は、直接県医務課へ申込みを行う。
- (2) 保健所長は、(1)による申込市町村をとりまとめ、「小児救急医療啓発事業実施希望市町村報告書（第2号様式）」に「小児救急医療啓発事業実施申込書」を添えて、県医務課へ報告する。
- (3) 県医務課は、(2)による書類を受理し適当と認めたときは、実施市町村を決定し、該当市町村長あて通知する。
- (4) 県医務課は、実施の決定をした後、講師派遣について実施市町村と調整を行う。

9 事業の報告

実施市町村は、小児救急医療啓発事業が完了したときは、速やかに県医務課あて事業完了届（第3号様式）を提出しなければならない。

H19小児救急医療啓発事業実施市町村一覧

管轄 保健所	No	市町 村名	月日	曜日	時間	事業名	場所	対象者	人数
郡山	1	三郷町	9/27	木	13:30	育児教室	三郷町保健センター	乳幼児保護者	44
桜井	2	桜井市	11/7	水	13:30	家庭学級	桜井市立第5保育所	保育所保護者	20
葛	3	御所市	11/5	月	13:15	子育てサロンイベント	御所市いきいきライフセンター	小児保護者	10
	4	大和 高田市	12/14	金	10:00	こどもの病気と事故	大和高田市保健センター	乳幼児保護者 妊婦	38
城	5	王寺町	9/27	木	10:30	すくすく広場	すくすく広場	0～3歳児保護者	30
吉野	6	吉野町	10/19	金	9:30	吉野町家庭教育学級	吉野町運動公園	幼稚園児保護書	24
	7	黒滝村	11/5	月	11:30	ひなっこきっず (黒滝村社会福祉協議会)	黒滝村中央公民館	乳幼児保護書、妊婦	7

参加者合計 173名

小児科輪番時間外料金徴収の方法と考え方

平成 20 年 7 月 10 日 大和高田市立病院 砂川晶生

1) 目的

限りある地域の医療資源を有効に活用し、本当に必要な人に対する医療に重点を置くとともに、勤務医師の過度の負担を軽減するため、不要・不急時の救急医療の利用を最小限のものとする。

2) 現状

患者側の事情

- ・小児への医療費助成制度のため、時間外で受診しても、患者自身が支払う金額は変わらない。
- ・初診時の選定療養費がないので、実質、通常の間時間帯より安くなることもありうる。

病院側の事情

- ・小児科輪番は、当直業務として扱われているが、実質は当直業務ではなく、夜勤である。
- ・多くの輪番病院で、輪番当直明けは通常勤務である。

3) 方法

小児科輪番当直の時に

- ・選定療養費として、
 - A案) 一律、患者毎に〇〇円（金額は検討必要）を徴収する。
8400 円（山形大学）（埼玉医大）、3150 円（徳島赤十字）
 - B案) 時間外加算相当額を徴収する。
- ・徴収の対象外（検討必要）
 - 紹介状持参の患者
 - 入院加療の必要であった患者
 - 医師の指示による来院
 - 緊急の検査・処置が必要であった患者
- ・県全体で同時に始める。
- ・県によって県民へ周知し、理解を求める。

4) 課題

- ・生活保護、母子医療受給者への対応をどうするか
- ・診療の現場で患者とのトラブルが発生しないか
- ・小児科のみ選定療養費をとることが可能か

時間外選定療養費徴収の状況

都道府県	徳島県
病院名	徳島赤十字病院
徴収額	3150円
適用外	<ul style="list-style-type: none">・入院を要した患者・他の救急医療機関の紹介状持参患者・当院で当日受診し、憎悪時受診の指示があった患者
都道府県	静岡県
病院名	磐田市立総合病院
徴収額	時間外加算相当額
適用外	<ul style="list-style-type: none">・他の救急医療機関の紹介状持参患者・救急車で来院患者・入院を要した患者・交通事故、労災事故など事故による患者・公費負担の患者
備考	藤枝市立総合病院、榛原総合病院、焼津市立総合病院、市立島田市民病院でも実施
都道府県	山形県
病院名	山形大学医学部附属病院
徴収額	8400円
適用外	<ul style="list-style-type: none">・紹介状により緊急受診の必要があると明記されている方・緊急の処置が必要な方・不幸にして外来で亡くなられた方・入院の必要がある方・経過観察が必要な方・その他各科救急担当医が緊急性があると判断した方
都道府県	埼玉県
病院名	埼玉医大総合医療センター(検討中)
徴収額	8400円(検討中)
適用外	

告示10 保険外併用療養費関連告示

- 告示495 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養996
- 告示496 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法997
- 告示498 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等998
- 告示120 厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受

- けた診療1000
- 告示129 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準1001
- 通知 先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱い1018
- 通知 高度医療に係る申請等の取扱い及び実施上の留意事項について1037

●告示495 (平18.9.12) (最終改定:告示98, 平20.3.19)
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の一部の施行に伴い、及び健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養

第1条 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第3号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という)第64条第2項第3号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 別に厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準(告示129, p.1001)に適合する病院又は診療所において行われるものに限る)(→p.957)
- 2 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限る)に係る診療(→p.958)
- 3 薬事法第2条第16項に規定する治験(機械器具等に係るものに限る)に係る診療(→p.959)
- 4 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品(人体に直接使用されるものに限る。別に厚生労働大臣が定めるもの(告示498「1」, p.998)を除く)の投与(別に厚生労働大臣が定める施設基準(告示498「2」, p.998)に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して90日以内に行われるものに限る)(→p.960)

5 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器(別に厚生労働大臣が定めるもの(告示498「3」, p.998)を除く)の使用又は支給(別に厚生労働大臣が定める施設基準(告示498「4」, p.998)に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して240日以内に行われるものに限る)(→p.961)

6 使用薬剤の薬価(薬価基準(平成20年厚生労働省告示第80号)に記載されている医薬品(別に厚生労働大臣が定めるもの(告示498「5」, p.998)に限る)の投与であって、薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの(別に厚生労働大臣が定める条件及び期間(告示498「6」, p.999)の範囲内で行われるものに限る)(→p.962)

7 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器(別に厚生労働大臣が定めるもの(告示498「7」の2, p.999)に限る)の使用であって、当該承認に係る使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に係るもの(別に厚生労働大臣が定める条件及び期間(告示498「7」の3「7」の4, p.999)の範囲内で行われるものに限る)(→p.963)

第2条 健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者医療確保法第64条第2項第4号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 特別の療養環境の提供(→p.964)
- 2 予約に基づく診察(→p.969)

3 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察(→p.969)

4 病床数が200以上の病院について受けた初診(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く)(→p.968)

5 病床数が200以上の病院について受けた再診(当該病院が他の病院(病床数が200未満のものに限る)又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く)(→p.969)

6 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの(告示120, p.1000)(→p.970)

7 別に厚生労働大臣が定める方法(告示498「8」, p.999)により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護(別に厚生労働大臣が定める状態等にある者(告示498「9」, p.999)の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く)(→p.971)

8 前歯部の鑄造歯冠修復に使用する合金又は白金加金の支給

9 金属床による総義歯の提供

10 齦蝕に罹患している患者(齦蝕多発傾向を有しないものに限り)であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理

告示496 (平18.9.12) (最終改定:告示56, 平20.3.5)

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の施行に伴い、及び診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の規定に基づき、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法

健康保険法(大正11年法律第70号)第86条第1項に規定する療養(同法第63条第2項第1号に規定する食事療養及び同項第2号に規定する生活療養を除く)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第76条第1項に規定する療養(同法第64条第2項第1号に規定する食事療養及び同項第2号に規定する生活療養を除く)についての費用の額の算定については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例による。この場合において、別表第1の左欄に掲げる療養を行った場合にあっては同表の右欄に掲げる療養を行ったものとみなして、別表第2の左欄に掲げる療養を行った場合にあっては同表の右欄に掲げる点数を用いて、それぞれ算定するものとする。

別表第1

薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限る)に係る診療	左欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療(投薬及び注射に係る診療にあっては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る)を行わないもの。ただし、薬事法第80条の2第2項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあっては、左欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療(当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る)を行わないもの
薬事法第2条第16項に規定する治験(機械器具等に係るものに限る。同法第80条の2第2項に規定する自ら治験を実施しようとする者を除く)に係る診療	左欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療(当該治験の対象とされる機械器具等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前8日目に当たる日から当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して8日を経過する日までの間(2以上の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた場合にあっては、最初の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前8日目に当たる日から最後の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して8日を経過する日までの間とする)に行われたものに限る)を行わないもの
前歯部の鑄造歯冠修復に合金又は白金	前歯部の鑄造歯冠修復に歯科鑄造用金銀パラジウム合金を使用した療養

→「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項の一部改正について

(平18保医発0313003, 最終改定: 平20保医発0328001, 0331003)

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項

第3 療担規則第5条の4第1項及び療担基準第5条の4第1項の選定療養に関して支払を受ける場合の厚生労働大臣が定める基準

1 通則

- (1) 療養は、適切に行われる体制が整っている等保険医療機関が特別の料金を徴収するのにふさわしいものでなければならないものとする。
- (2) 当該療養は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限定されるものとする。
- (3) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

4 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

- (1) 当該診察は、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。
- (2) 当該診察は、医科点数表の第1章区分番号A000の「注4」、区分番号A001の「注3」及び区分番号A002の「注4」並びに歯科点数表の第1章区分番号A000の「注7」及び「注8」並びに区分番号A002の「注5」及び「注6」に規定する保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に係る加算の対象となるものであってはならないものとする。

(以下は p.956 の保医発通知の「第3」中「4」)

→4 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察(以下単に「時間外診察」という)に関する事項

- (1) 本制度は、国民の生活時間帯の多様化や時間外診察に係るニーズの動向を踏まえて創設されたものであり、したがって、本制度の対象となるのは、緊急の受診の必要性はないが患者が自己の都合により時間外診察を希望した場合に限られ、緊急やむを得ない事情による時間外の受診については従前通り診療報酬点数表上の時間外加算の対象となり、患者からの費用徴収は認められない。
- (2) 本制度に基づき時間外診察に係る費用徴収を行うとする保険医療機関は、時間外診察に係る費用徴収についての揭示をあらかじめ院内の見やすい場所に患者にとってわかりやすく示しておかなければならない。
- (3) 社会通念上時間外とされない時間帯(例えば平日の午後4時)であっても、当該保険医療機関の標榜診療時間帯以外であれば、診療報酬上の時間外加算とは異なり、本制度に基づく時間外診察に係る費用徴収は認められる。
- (4) 患者からの徴収額については、診療報酬点数表における時間外加算の所定点数相当額を標準とする。
- (5) 患者からの徴収額及び標榜診療時間帯を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式4(p.986)により地方社会保険事務局長にその都度報告する。

(平18保医発0313003, 最終改定: 平20保医発0328001)

県立病院の選定療養の徴収状況

200床以上の病院(奈良、三室)で、初診(紹介状を持たない)患者を対象に、1,100円を徴収

※五條病院は200床以下のため、徴収できない。

(時間外患者の対応)

・輪番当番日以外は徴収

※救急車利用患者は徴収しない。(緊急やむを得ないとの判断)

※自家用車での来院患者は、たとえ入院しても徴収している。

・輪番(小児・大人いずれも)当番日は徴収していない。

※輪番日は、緊急やむを得ないとの判断

(例:200床以上の病院に時間外(休日)に緊急を要しない患者が受診した場合)

① 初診料	2,700
② 時間外加算	2,500
③ その他想定	2,000
④ 200床以上 紹介なし患者	1,100
計	8,300

	時間外の選定療養なし	時間外を選定療養対応
患者負担	$3,260 = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③})}{\times 0.3 + \text{④}}$	$5,010 = \frac{(\text{①} + \text{③}) \times 0.3 + \text{②} + \text{④}}$
保険負担	5,040	3,290

休日夜間応急診療所及び輪番当番日の県立病院の場合	
患者負担	$2,160 = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③})}{\times 0.3}$
保険負担	5,040

(別紙1)

(二次輪番病院での患者状況調査)

(病院名)

(調査日 平成20年8月 日 (曜日))

			患者数	入院	外来①	外来② (うち休診あり)
平日	準夜1	17:30~21:00				()
	2	21:00~24:00				()
	深夜1	0:00~ 2:00				()
	2	2:00~ 4:00				()
	3	4:00~ 8:30				()
	休日	午前	8:30~12:00			
午後		12:00~17:30				()
準夜1		17:30~21:00				()
2		21:00~24:00				()
深夜1		0:00~ 2:00				()
2		2:00~ 4:00				()
3		4:00~ 8:30				()

- ※ 外来①は点滴、X線等が必要で休日診療所等では対応困難な患者
外来②は投薬のみなど休日診療所等で十分対応できる患者
外来② (うち休診あり) は、輪番病院へ行くより明らかに近い場所に休診があり、その休診が診療時間中の患者 (同一市町村内に休診がある場合は、輪番病院より遠くてもここに算入)
例1) 宇陀市の患者が、高田市立を受診した場合は橿原休診があるので算入
時間区分は、受付時間をお願いします。

調査期間 平成20年8月8日 (金) ~ 21日 (木)

当番日ごとに作成をお願いします。

別紙2の患者アンケートは、当番病院の当番時間に来院した小児科受診患者 (保護者) に、記入を依頼をお願いします。(協力頂ける患者 (保護者) 分で結構です) ですのでよろしくお願いします。

集計は、県地域医療連携課で行いますので、そのまま提出をお願いします。

(アンケート調査) 日付： 月 日 AM・PM 時

・お住まいの市町村はどちらですか。 (市・町・村)

・当病院で時間外診察をしていることを、どこでお知りになりましたか。
(該当する番号を○印をお願いします。)

1. 直接病院に連絡したら、来るように言われた。
2. 他の病院に連絡したら、この病院へ行くよう言われた。
3. 休日夜間応急診療所に連絡したら、この病院へ行くよう言われた。
4. 休日夜間応急診療所で受診し、この病院を紹介された。
5. かかりつけの医師に連絡したら、この病院に行くよう言われた。
6. かかりつけの医師を受診し、この病院を紹介された。
7. 問い合わせはしないで、直接来院した。
8. 消防に問い合わせ、当病院を覚えてくれたので、自分で来院した。
9. 救急車で来院した。
10. その他 ()

・近年、小児科医の不足しているなかで、病院へ時間外の患者が殺到し、当直の小児科医に過剰な負担がかかっています。また、患者の待ち時間も長くなっています。このような状況を改善するためのご意見があれば、自由にご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。

(お 願 い)

当病院では、他の病院と協力し当番制で、主に入院を必要とする救急患者に備え、小児科医が当直していますが、近年、時間外に急を要さない軽度の患者が多数来院し、本来対応すべき、重症の患者の診療に支障をきたしています。

子どもが急に病気になったときは、まず「かかりつけ医」に相談するか、近くの休日夜間応急診療所等で受診し（救急車が必要な場合など重度の場合は除く）、そこで入院等が必要とされた場合に、当院などの二次輪番病院で受入を行うという小児救急医療体制になってます。皆様方のご理解・ご協力をお願いします。

奈良県内 休日・夜間応急診療所の体制・設備に関する調べ

		奈良	生駒	天理	郡山	三室	橿原	桜井	磯城	葛城	御所	五條
設備	X線検査	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	血液検査	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	○
	エコー検査	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
機能	血圧測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	点滴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○				○					○

平成20年7月奈良県地域医療連携課調べ

小児科標榜医療機関数(H20.8.4現在)

		病院数	診療所数
奈良市		6	94
西和	大和郡山市	3	21
	生駒市	2	15
	平群町		2
	三郷町	1	4
	斑鳩町		6
	安堵町		1
	上牧町	1	5
	王寺町		3
	河合町		5
	東和	天理市	3
桜井市		2	21
宇陀市		2	12
山添村			3
川西町			3
三宅町			1
田原本町		2	11
曾爾村			1
御杖村			1

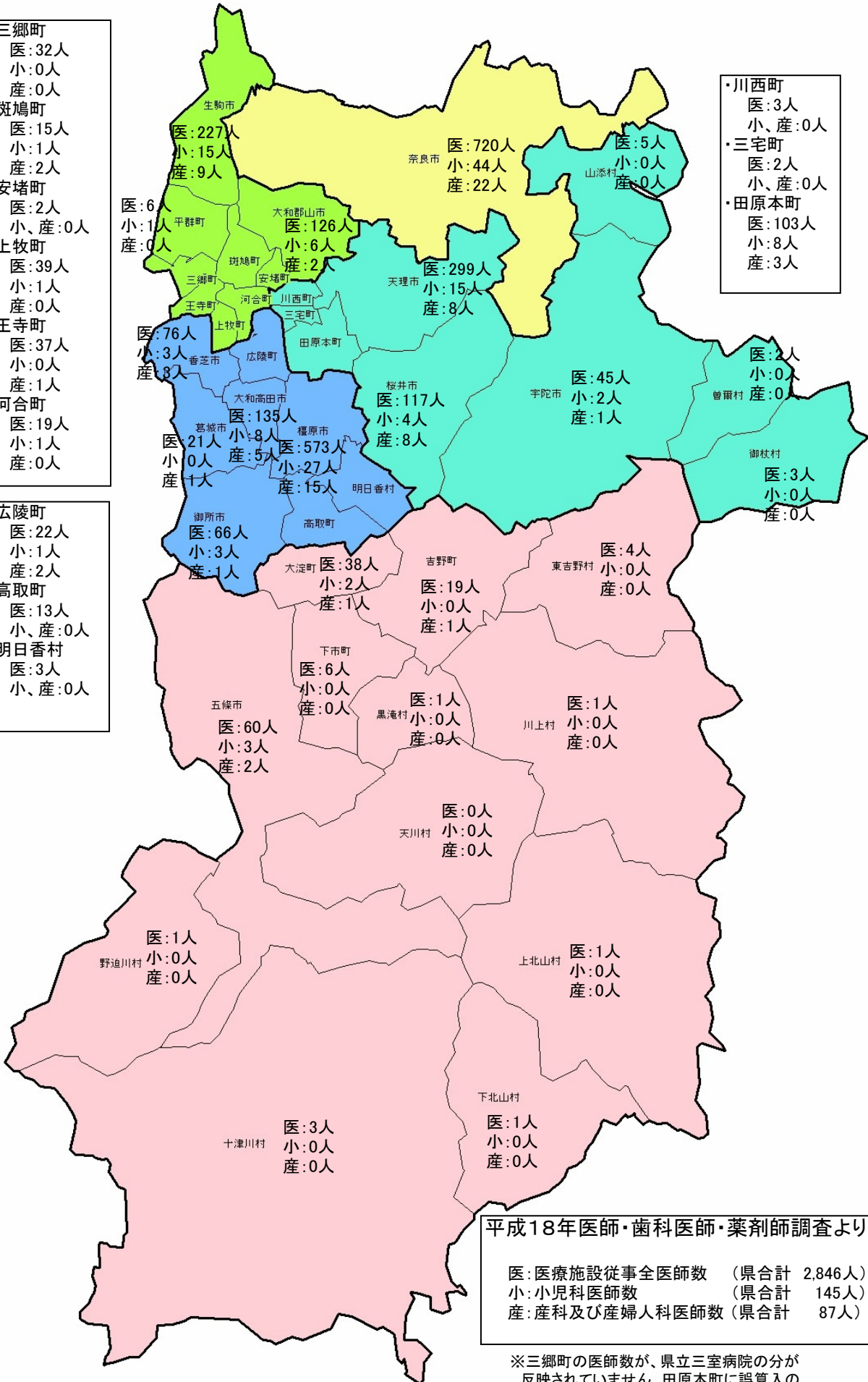
		病院数	診療所数	
中和	大和高田市	2	22	
	橿原市	2	29	
	御所市	1	13	
	香芝市		19	
	葛城市		10	
	高取町	1	2	
	明日香村		2	
	広陵町		9	
	南和	五條市	1	13
		吉野町	1	5
大淀町		1	3	
下市町			1	
黒滝村				
天川村			2	
野迫川村				
十津川村			2	
下北山村			1	
上北山村				
川上村				
東吉野村		4		
合計		31	359	

奈良県市町村別医師数(従事地)

- ・三郷町
医:32人
小:0人
産:0人
- ・斑鳩町
医:15人
小:1人
産:2人
- ・安堵町
医:2人
小、産:0人
- ・上牧町
医:39人
小:1人
産:0人
- ・王寺町
医:37人
小:0人
産:1人
- ・河合町
医:19人
小:1人
産:0人

- ・広陵町
医:22人
小:1人
産:2人
- ・高取町
医:13人
小、産:0人
- ・明日香村
医:3人
小、産:0人

- ・川西町
医:3人
小、産:0人
- ・三宅町
医:2人
小、産:0人
- ・田原本町
医:103人
小:8人
産:3人



平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査より

医: 医療施設従事全医師数	(県合計 2,846人)
小: 小児科医師数	(県合計 145人)
産: 産科及び産婦人科医師数	(県合計 87人)

※三郷町の医師数が、県立三室病院の分が反映されていません。田原本町に誤算入の可能性あります。